

船舶事故調査報告書

平成30年5月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	沈没
発生日時	平成30年2月4日 23時20分ごろ
発生場所	青森県青森市青森港 青森港新北防波堤西灯台から真方位050° 1,040m付近 (概位 北緯40° 50.5′ 東経140° 45.6′)
事故の概要	作業船第十八うみどりは、岸壁に係留中、沈没した。
事故調査の経過	平成30年2月7日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	作業船 第十八うみどり、10.49トン
船舶番号、船舶所有者等	212-7714 青森、有限会社海洋技研（A社）
乗組員等に関する情報	なし
負傷者	なし
損傷	主機等に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南西、風力 3、視界 良好 海象：港内 平穏 本事故発生場所から南東方約1,000mに位置する青森地方気象台における最高気温、最低気温及び日照時間の観測値は、次のとおりであった。 1月24日 最高気温 -4.0℃、最低気温 -9.5℃ 25日 最高気温 -2.7℃、最低気温 -9.2℃ 2月3日 最高気温 4.3℃、最低気温 0.9℃、 日照時間 0.1時間（h） 4日 最高気温 5.2℃、最低気温 -1.4℃、 日照時間 7.0h
事故の経過	本船は、船首尾から係船索を取って‘青森港堤川河口左岸の岸壁’（以下「本件岸壁」という。）に右舷着け係留中、平成29年2月2日午後に本船の管理担当者が甲板への積雪の状態等の点検を行った後、無人となった。 本船は、付近の岸壁で作業をしていた作業員に本件岸壁前面海域で傾斜しているのを発見された後、4日23時20分ごろ沈没し、同作業員により118番通報された。 本船は、引揚げ後、船体に損傷がなかったものの、主機のプラスチック製海水こし器に亀裂が発見された。 管理担当者は、海水こし器に至る船底弁が開いていたので、1月24日及び25日の寒波により、海水こし器に入っていた海水が凍結して海水こし器に亀裂が生じ、その後、海水が溶けて機関室内に浸水

	<p>して沈没したのではないかと本事故後に思った。</p> <p>本船は、年に2～3回、仕事の依頼があったときに交通船として1回につき1、2日間使用されていたが、本事故時の1年半ぐらい前から本事故時まで、船尾管の軸封装置が閉められ、主機の船底弁が開けられた状態で係留されていた。</p> <p>本船は、1か月に1回程度、管理担当者が点検、清掃等を行っており、本事故の約1か月前の機関室等の点検時にも、特に異常が認められなかった。</p> <p>本船は、喫水が船首尾共に約1.2m、甲板からブルワーク頂部までの高さが約0.4mであった。</p>
分析	<p>本船は、青森港において、無人で本件岸壁に右舷着け係留中、船内に浸水したことから、沈没したものと考えられる。</p> <p>本船は、寒波で主機の海水こし器内の海水が凍結し、海水こし器に亀裂が生じたことから、その後、海水こし器内の海水が解凍して機関室内に浸水した可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、青森港において、無人で本件岸壁に右舷着け係留中、船内に浸水したため、沈没したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岸壁等に係留する際は、使用しない船底弁を閉鎖しておくこと。